

子ども会などが行う 交流活動を支援します

令和6年度子ども交流活動支援事業補助金のご案内

☆詳しくは、社会教育課まで
お問い合わせください。

※申請前のご相談や申請書の書き
方や「これって補助対象になる
のかな？」など、補助事業につい
てお気軽にご相談ください。

☆対象団体

子ども会、地区子ども会連絡協議会、
地域青少年育成会議、文化活動団体等
※文化活動団体とは…子どもに伝統文化や
芸術の教育や伝承を行っている団体（た
だし、スポーツ団体を除く）

☆活動対象期間

申請日～令和7年3月31日（月）まで
に行う活動
※申請前や令和7年度以降の活動は対象外

☆対象活動

子どもの異学年交流や地域交流等のな
かで、以下のような活動を行うもの
・子どもが会の企画や運営を行う
・上級生が下級生と一緒に活動する
・子どもが司会を行う など

☆申込受付期間

令和6年4月1日（月）～
令和7年2月28日（金）まで

☆補助金活用事例☆

◎お楽しみ会

会の当日は、上級生が司会、進行等を行い、
会の運営を行った。

レクリエーションでは、講師を招いて上級生
と下級生と一緒に工作を行う中で、上級
生が下級生の細かい作業を手伝うなどして積極
的に関わった。

*補助対象経費

謝金(外部講師謝金)、工作用材料、使用料及
び賃借料(会場使用料)

◎キャンプ

外部講師に依頼し、安全講習、オリエンテー
ション、野外炊飯、キャンプファイヤー等を実
施した。

参加した小学生は、炊事班とテント設営班に
分かれ、それぞれ上級生が下級生を補助しなが
ら活動を行い、リーダーシップの発揮や仲間を
思いやる気持ちを育んだ。

*補助対象経費

謝金(外部講師謝金)、旅費(外部講師旅費)、消
耗品費(チラシ紙代)、賄材料費(食事の材料)、印
刷製本費(チラシ印刷)、保険料、使用料及び賃
借料(キャンプ場施設使用料)

☆補助金額

- ・1団体、補助対象経費×補助率（50～
100%）の合計額で上限額1万円
 - ・複数の団体で行う活動については、
1万円×団体数（上限額10万円）
 - ・参加者又は募集の範囲が、地域自治区
や市内全域の場合は、上限額10万円
 - ・補助率
 - ▶講師等の謝金：100%
 - ▶消耗品費（景品代を除く）：50%
 - ▶印刷製本費：50% など
- ※対象外：景品代、飲物代や菓子代等の
食糧費 等

☆書類の提出場所

上越市教育委員会社会教育課 又は
各総合事務所教育・文化グループ

※申請書は、上記のほか各地区公民館にあ
ります。

【問合せ先】

〒942-8563 上越市下門前1770

上越市教育プラザ内 社会教育課

電話：025-545-9254 FAX：025-545-9272

E-mail：s-gakushu@city.joetsu.lg.jp

※申請書は、市のホーム
ページからダウンロード
できます →→

